



栃木県公報

令和元（2019）年
7月4日（木）
号 外
第 11 号

目 次

選挙管理委員会

- 参議院栃木県選出議員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任…………… 1
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任…………… 1
- 参議院栃木県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時…………… 1
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時…………… 2
- 参議院栃木県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる期日…………… 2
- 参議院栃木県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時の決定のくじを行う場所及び日時…………… 2
- 参議院栃木県選出議員選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時…………… 2
- 参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時…………… 2
- 参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時…………… 2
- 参議院栃木県選出議員選挙における選挙会の選挙立会人のくじを行う場所及び日時…………… 2
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人のくじを行う場所及び日時…………… 3

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第8号

令和元年7月21日執行の参議院栃木県選出議員選挙における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和元（2019）年7月4日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

参議院栃木県選出議員選挙選挙長

栃木県宇都宮市駒生1丁目22番27号 小林 恒 夫

参議院栃木県選出議員選挙選挙長職務代理者

栃木県宇都宮市北一の沢町24番40号 熊 倉 精 介

栃木県選挙管理委員会告示第9号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和元（2019）年7月4日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

参議院比例代表選出議員選挙栃木県選挙分会長

栃木県宇都宮市駒生1丁目22番27号 小林 恒 夫

参議院比例代表選出議員選挙栃木県選挙分会長職務代理者

栃木県宇都宮市北一の沢町24番40号 熊 倉 精 介

栃木県選挙管理委員会告示第10号

令和元年7月21日執行の参議院栃木県選出議員選挙における選挙会は、次により行う。

令和元（2019）年7月4日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

1 場 所 栃木県庁
2 日 時 令和元（2019）年7月24日 午前10時30分

栃木県選挙管理委員会告示第11号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における栃木県選挙分会は、次により行う。
令和元（2019）年7月4日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

1 場 所 栃木県庁
2 日 時 令和元（2019）年7月24日 午前11時

栃木県選挙管理委員会告示第12号

令和元年7月21日執行の参議院栃木県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場には、令和元（2019）年7月4日から同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示することができる。

令和元（2019）年7月4日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

栃木県選挙管理委員会告示第13号

令和元年7月21日執行の参議院栃木県選出議員選挙における政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定による各候補者の政見放送の日時を定めるくじは、次により行う。

令和元（2019）年7月4日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

1 場 所 栃木県庁
2 日 時 令和元（2019）年7月4日 午後7時

栃木県選挙管理委員会告示第14号

令和元年7月21日執行の参議院栃木県選出議員選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじは、次により行う。

令和元（2019）年7月4日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

1 場 所 栃木県庁
2 日 時 令和元（2019）年7月5日 午後6時

栃木県選挙管理委員会告示第15号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじは、次により行う。

令和元（2019）年7月4日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

1 場 所 栃木県庁
2 日 時 令和元（2019）年7月5日 午後7時

栃木県選挙管理委員会告示第16号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項本文の規定による参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじは、次により行う。

令和元（2019）年7月4日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

1 場 所 栃木県庁
2 日 時 令和元（2019）年7月4日 午後6時

参議院栃木県選出議員選挙選挙長告示第1号

令和元年7月21日執行の参議院栃木県選出議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次により行う。

令和元（2019）年7月4日

参議院栃木県選出議員選挙選挙長 小 林 恒 夫

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 令和元（2019）年7月18日 午後6時

参議院比例代表選出議員選挙栃木県選挙分会長告示第1号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人を定めるくじは、次により行う。

令和元（2019）年7月4日

参議院比例代表選出議員選挙栃木県選挙分会長 小 林 恒 夫

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 令和元（2019）年7月18日 午後6時30分
